

公共工事の入札及び契約の適正化を 図るための措置に関する指針 改正案について

適正化指針とは

入契法(※1)に基づき、国土交通大臣・総務大臣・財務大臣が案を作成し、閣議決定

- 発注者(国、地方公共団体、特殊法人等)は、適正化指針に従って必要な措置を講ずる努力義務
- 上記3大臣は、各発注者に措置の状況の報告を求め、その概要を公表
- 国土交通大臣及び財務大臣は各省各庁の長に対し、国土交通大臣及び総務大臣は地方公共団体に対し、特に必要と認められる措置を講ずべきことを要請

(※1) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

- 改正入契法において、入札契約適正化の柱として、施工に必要な工期の確保、施工の時期の平準化を図ることが追加
- 適正な工期の設定、施工の時期の平準化等を発注者責務として規定する品確法(※2)の改正法が成立

(※2) 公共工事の品質確保の促進に関する法律

改正のポイント

I. 施工に必要な工期の確保

施工に必要な工期を確保するため、工期の設定に係る考慮事項として、**工事の規模及び難易度等に加え、公共工事に従事する者の休日、準備期間、後片付け期間、降雨日等の作業不能日数**などを規定

II. 施工時期の平準化の推進

施工時期の平準化を図るため、**計画的な発注や中長期的な発注見通しの作成・公表、繰越明許費・債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期の設定**などの措置を講ずることを規定

III. その他、品確法の改正等を踏まえての反映

品確法の改正を踏まえ、公共工事の入札契約の適正化を図る観点から、災害時における緊急性に応じた随意契約・指名競争入札の活用、工事検査等における情報通信技術の活用等の事項について追記するとともに、**担い手確保のための処遇改善の取組**などについて追記

「適正化指針」の改正のポイント

I. 施工に必要な工期の確保

（下線部：今回の改正による主な追加事項／赤字：ポイント）

- 工事の施工に当たっては、用地取得や建築確認等の準備段階から、施工段階、工事の完成検査や仮設工作物の撤去といった後片付け段階まで各工程ごとに考慮されるべき事項があり、根拠なく短い工期が設定されると、無理な工程管理や長時間労働を強いられることから、公共工事に従事する者の疲弊や手抜き工事の発生等につながることであり、ひいては担い手の確保にも支障が生じることが懸念される。
- 公共工事の施工に必要な工期の確保が図られることは、長時間労働の是正や週休2日の推進などにつながるのみならず、建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保していくことに寄与し、最終的には国民の利益にもつながるものである。
- また、公共工物品質確保法第7条第1項第6号においても、公共工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事に従事する者の休日、工事の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、適正な工期を設定することが発注者の責務とされているところである。
- そのため、工期の設定に当たっては、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、次に掲げる事項等を適切に考慮するものとする。
 - イ 公共工事に従事する者の休日（週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）
 - ロ 建設業者が施工に先立って行う、労務・資機材の調達、現地調査等、現場事務所の設置等の準備期間
 - ハ 工事完成後の自主検査、清掃等を含む後片付け期間
 - ニ 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数
 - ホ 用地取得や建築確認、道路管理者との調整等、工事着手前に発注者が対応すべき事項がある場合には、その 手続きに要する期間
 - ヘ 過去の同種類似工事において当初の見込みよりも長い工期を要した実績が多いと認められる場合には、当該 工期の実績
- 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合、災害の発生などやむを得ない事由が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行うものとする。さらに、工事内容の変更等が必要となり、工事費用や工期に変動が生じた場合には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、公共工事標準請負契約約款に沿った契約約款に基づき、必要な変更契約を適切に締結するものとし、この場合において、工期が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずるものとする。

Ⅱ. 施工の時期の平準化の推進

（下線部：今回の改正による主な追加事項／赤字：ポイント）

- 公共工事については、年度初めに工事量が少なくなる一方、年度末には工事量が多くなる傾向にある。工事量の偏りが生じることで、工事の閑散期には、仕事が不足し、公共工事に従事する者の収入が減る可能性が懸念される一方、繁忙期には、仕事量が集中することになり、公共工事に従事する者において長時間労働や休日の取得しにくさ等につながるものが懸念される。また、資材、機材等についても、閑散期には余剰が生じ、繁忙期には需要が高くなることによって円滑な調達が困難となる等の弊害が見受けられるところである。
- 公共工事の施工の時期の平準化が図られることは、年間を通じた工事量が安定することで公共工事に従事する者の処遇改善や、人材、資材、機材等の効率的な活用促進による建設業者の経営の健全化等に寄与し、ひいては公共工事の品質確保につながるものである。
- このため、計画的に発注を行うとともに、他の発注者との連携による中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表のほか、工期が1年以上の公共工事のみならず工期が1年に満たない公共工事についての繰越明許費や債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定など次に掲げる措置その他の必要な措置を講ずることにより、施工の時期の平準化を図るものとする。
 - ①債務負担行為の活用
 - ②柔軟な工期の設定（余裕期間制度の活用）
 - ③速やかな繰越手続（繰越明許費の活用）
 - ④積算の前倒し
 - ⑤早期執行のための目標設定

Ⅲ. その他、品確法の改正等を踏まえての反映

（下線部：今回の改正による主な追加事項／赤字：ポイント）

○品確法の改正を踏まえ、公共工事の入札契約の適正化を図るものとして、下記の事項について追記

①「災害時の緊急対応への充実強化」関係

- ・災害応急対策又は災害復旧に関する工事においては、随意契約や指名競争入札を活用するなど、緊急性に応じて適切な入札及び契約の方法を選択するものとする。
- ・予定価格の設定に当たっては、法定福利費、公共工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料等、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行うものとする。
- ・災害により適正な予定価格の算定が困難と認めるときその他必要があると認めるときは、当該入札に係る工事の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定めるよう努めるものとする。

②「生産性の向上」関係

- ・公共工事の検査並びに施工状況等の確認及び評価に当たっては、情報通信技術の活用を図るとともに、専門的な知識又は技術を有するものによる、工事が適正に実施されているかどうかの確認の結果の活用を図るよう努めるものとする。

③「働き方改革への対応」その他

- ・法定福利費が請負契約において適正に計上されるよう、受注者に対し法定福利費を明示した請負代金内訳書を提出させ、法定福利費が適切に計上されていることを確認するよう努めるものとする。
- ・建設キャリアアップシステムの活用は、公共工事に従事する技能労働者が適切な処遇を受けられる労働環境の整備に資するものであることから、国は、その利用環境の充実・向上に努めるとともに、各省各庁の長等は、公共工事の施工に当たってその利用が進められるよう努めるものとする。
- ・地盤の状況に関する情報その他の工事等に必要な情報について、発注者、設計者及び施工者の三者間での把握・共有等の取組を推進するものとする。
- ・発注関係事務を適切に実施するため、その実施に必要な知識又は技術を有する職員の育成及び確保が必要。